

# 津軽弘前藩の武芸(7)

## 資料紹介

太田尚充

### 寺山家所蔵武芸関係古文書等(2)

#### 目次

内容の紹介

#### 一、起請文、當田流演武高覧控帳、門人帳等

##### 1、當田流起請文

元禄六年(一六九三)四月晦日、櫛引伊右衛門より浅利伊兵衛あての起請文。

堅紙

##### 2、弓術起請文

元禄七年(一六九四)二月十一日から正徳二年(一七一二)六月十二日まで十六人の連署による浅利伊兵衛あての起請文。

卷子本

##### 3、當田流起請文

嘉永七年(一八五四)正月、四十八人の連署による浅利万之助あての起請文。

卷子本

##### 4、當田流(太刀・棒・管鑓)演武高覧の控帳

正徳五年(一七一五)三月五日、浅利伊兵衛が門弟と共に演武したときの控帳。

冊子本

##### 5、「當田嫡傳流人数付帳」

享保十一年(一七二六)八月、浅利万之助が門弟と共に演武するときの控帳。

冊子本

- 6、「當田流劍術・林崎新夢想流居合」門人帳 冊子本  
安永五年（一七七六）から天保十五年（一八四四）に至る期間の門人帳。
- 7、「名簿帳」 冊子本  
明治二十七年（一八九四）十一月から明治四十四年（一九一一）までの当田流門人帳。
- 8、「身分明細表」 冊子本  
「警察本部」の公用紙を使用し、浅利八郎が自分をはじめ祖父、父、嗣子、弟等の住所、生年月日等記載した家族明細表。
- 9、「型名簿」 冊子本  
大正四年（一九一五）十一月の型演武者の氏名。
- 10、「當田流型名簿」 冊子本  
大正五年（一九一六）十一月の型演武者の氏名。
- 11、「記」 冊子本  
大正八年（一九一九）六月六日、浅利八郎による当田流劍術・林崎新夢想流居合の型の名称と、保管している伝書目録等の覚書。
- 12、「定」 切紙  
当田流劍術・林崎新夢想流居合の「禁制」に関する覚書。
- 附、「當田流太刀型・由来・型目録・継承者」冊子本  
昭和四十一年（一九六六）三月八日、寺山龍夫による覚書。

## 内容の紹介

### 凡 例

- (一) 冊子本、卷子本等の表紙に題簽（箋）あるいは外題があつて表題が明らかかな場合には、その題名を「」で

示した。「」のない題名は、内容その他から推して仮りにつけた名称である。

- (二) 破損や虫害が甚しく、題名のつけ難い場合には題名不詳とした。
- (三) 体裁によって、卷子本、冊子本、折本、堅紙・折紙・切紙の四種に分類した。卷子本には、表紙や軸の失われているもの、あるいは始めから軸がなかったと思われる巻き紙のような様式まで含めた。
- (四) 古文書・記録等の紙質や縦・横の大きさ等、特別のことがない限り省略した。
- (五) 特定の人物、字句、事件等については本文の後に「注」で、全体にわたるような事柄については「解説」の項で説明を試みた。また、文中に注の必要な場合は（ ）に示した。
- (六) 虫害その他で判読不明な文字は□で示し、変体仮名・異字は、一部を除いて仮名または漢字に改めた。
- (七) 漢字はできるだけ当用漢字を用いたが、原文を生かしてそのままの漢字もある。

### 一、起請文、當田流演武高寛控帳、門人帳等

#### 1、當田流起請文<sup>写<sub>(1)</sub></sup>

堅紙

#### 起請文之事

一、當田流兵法段々御相傳□□

縦親子兄弟たり□□<sup>(とも)</sup>

他見他言仕間敷事

一、執心事前々(卷)次源流兵法稽(古)□

許ヲ請申候へ共劔術之極□□

深御弟子ニ取立候 此上ハ先師先

弟子たりとも全他見他言仕間(敷事)□□

一、第一人柄ヲ相嗜劔術執行

仕事

右之條々於相背者梵天帝(釋)□

四大天王惣而 日本六十余州大(小)□

神祇不殘別而 氏神町(岩木)□□

村之觀世音菩薩蒙御(野)□□

侍之冥加盡果可申者也

起請文如件

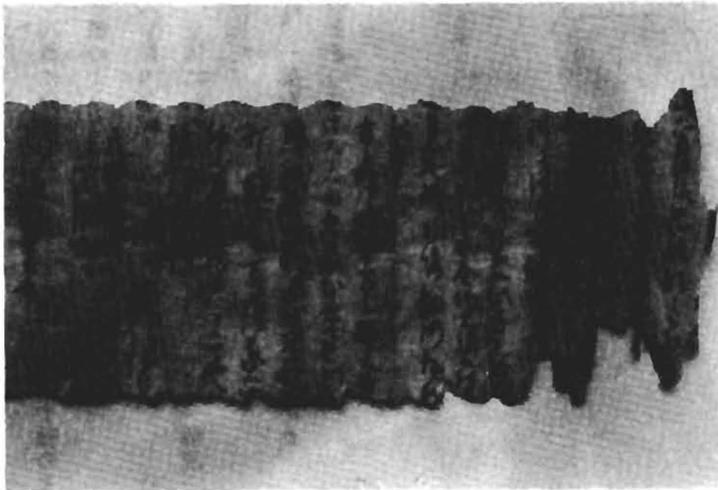
櫛引伊右衛門(門)□

元禄六年

正(次)□

四月晦日

浅利伊兵衛殿



(1) 當田流起請文・全文。

## 解説(1)

(2) 書き出しの部分<sup>(1)</sup>が切れているため表題は明確でないが、内容から推して「當田流起請文」と仮定した。

浅利伊兵衛均<sup>(2)</sup>が當田甚五兵衛(後に半兵衛と改名)吉正より免許を受けたのが「延宝三卯年(一六七五)七月廿五日」(印可は同八年(一六八〇)である。延宝三年以後弟子を取って指南をしていたと思われるが、伊兵衛に差出したこの元禄六年(一六九三)四月の起請文は、寺山家の所蔵する起請文の中では最も古い。

なお、伊兵衛は第四代藩主津軽信政時代の元禄元年(一六八八)「無調法」の罪で「知行召上」げとなり、元禄四年(一六九一)三月十六日諸国武者修行に立出、同年「閏八月晦日」に弘前に下着している。従ってこの起請文は、弘前下着以後當田流指導活動の一端を物語っている。

また、伊兵衛が再び出仕を許されたのは、第五代藩主津軽信寿時代の「正徳元年(一七一)八月」であった。

(3) この起請文の「前書」の形式は、以後の當田流起請文の「前書」と比較すれば、未だ定形化していないところがある。起請文を差出した「橋引伊右衛門正次」は、當田流入門の前に既に「次源流兵法」の修行者であり「許」を受けていた人物と思われる。そのため第二条は特別に作られた誓約文と思われる。

(4) 次源流(一書に治源流とも)について、新影次源流のこと。寺山家には、浅利家に伝わる新影次源流の卷子本が二巻ある。一卷は「寛文十三年(一六七三)十月十一日、川村次右衛門尉勝平より浅利瀬兵衛あての「指南目録」、他の一卷は「延宝二年(一六七四)九月吉日、橋内膳正家久——青柳久馬之介高久——河村次右衛門尉勝平——浅利瀬兵衛」あての「太刀序」の内題をもつ「指南許状」である。

弘前市立弘前図書館には「貞享四年(一六八七)」「宝暦三年(一七五三)」「寛政五年(一七九三)」の三巻所蔵されているが、「寛文十三年」が現在のところ最も古い卷子本といえることができる。

『奥富士物語・巻四上』(『新編青森県叢書(五)』新編青森県叢書刊行会編、昭四八・一〇・二〇、歴史図書社刊、五〇七—五〇八頁)によれば、新影次源流は柳生但馬守宗頼(宗矩のこと)の伝で、立花民部少輔直次(柳川藩主立花候の舍弟)が祖となり、幕府旗本青柳久米之助がこれを継ぎ、その弟子川村治右衛門尉勝平が津軽に下って元禄十三年(一七〇〇)津軽藩家士斉藤孫助(当時御中小姓頭)に奥儀を伝えたという。(『武芸流派事典』綿谷雪編、新人物往来社、昭四四、三二二頁も参照)

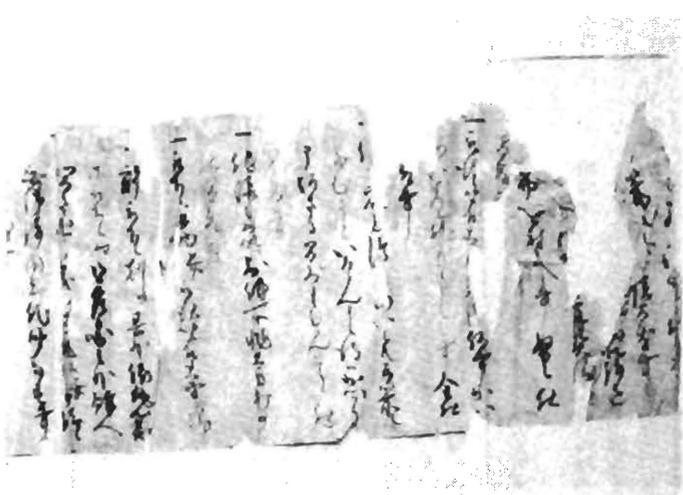
しかし、川村治右衛門は斉藤孫助以外にも弟子をもっており、浅利瀬兵衛に「目録」(寛文十三年)「許状」(延宝二年)をすでに与えている。これは斉藤孫助より早い時期になる。延宝二年は浅利伊兵衛が當田流免許を得た前年に当るが、「浅利瀬兵衛」と同人物であるかは詳らかでない。

2、弓術起請文

卷子本

前の部分は破損が甚だしく判読は困難である。「起請文前書」は数ヶ条より成るが、その簡条の数さえ不詳、判読できる箇所から左に記す。

- 一、被<sup>字(2)1</sup>仰聞候大事不依何事かい
- 他へもらし候事全仕
- 間敷事
- 一、他之衆とつきあい申候共弓筋之義むさといろん申候得ハかつかう(異) (通) (仰)
- 申残さる間少ももんとう仕(間) (卷)
- 間敷事
- 一、他流之衆ニ於他所非太刀打事仕間敷事
- 一、被下候書物并被仰聞候大事觸
- 
- 一、許被下候刻か其外依執心書物等被下候時御差図之外餘人ニ



(2)-1 弓術起請文、書き出しの部分。

写させ申候義有間敷候 # 申請候

無御許内者他聞なす事

有間敷事

一、二重之誓紙相究申候うへは

貴様之義ハ不及申御子息方迄

別而疎意ニ存間敷事

一、弓ノ稽古仕様背御指図之

通略義ニ仕間敷事

一、師弟之契初申合候上ハ不依

何義御差図ヲ洩間敷事 附

第一代以後迄も可為其分事

一、遠国をへたて罷有候共全以

疎意ニ存間敷事

右之條々於相背者

写<sup>(1)</sup>梵<sup>(2)</sup>天帝釋四大天王惣而日本

六十餘州大小之神祇殊ニ

伊豆箱根之両所権現摩利支



(2)-2 弓術起請文，神文の終りの部分と起請者の最初の部分。

尊天八幡大菩薩天満大

自在天神別而氏神之御

罰を罷蒙り(永)なく侍之

冥加つきは(厚)て今生後生う

かむ事有之間敷者也 依而起

請文如件

元禄七甲曆戊

二月十一日

浅利伊兵衛尉殿

藤田 勘右衛門

貞奥花押血判

乗田 長五郎

宗本花押血判

藤田 権右衛門

貞愛花押血判

同年七月三日

樋口 左兵衛

安景花押血判

同九年十一月廿七日

櫛引 伊右衛門

正次花押血判

元禄十年九月十七日

高屋 七十郎

清尚花押血判

同日

三上源 六

盛積花押血判

同日

石岡喜 内

武定花押血判

元禄十二<sup>己</sup><sub>卯</sub>年五月廿六日

櫛引八郎左衛門

正清花押血判

同日

樋口 弥三郎

清次花押血判

元禄十四<sup>辛巳</sup>年十一月十七日

成田 勝之助

花押血判

同日

猪俣 長五郎

花押血判

元禄十五<sup>壬午</sup>年五月十七日

佐々木 庄三郎

規春花押血判

寶永五<sup>戊午</sup>年六月十一日

清野 庄九郎

貞次花押血判

正徳二<sup>壬辰</sup>年六月十二日

太田 幸之助

経定花押血判

同月日

須藤文太左衛門

廣治花押血判

解説(1)

破損が甚だしく、とくに「前書」の最初の数ヶ条の判読は困難である。

(2) 浅利伊兵衛均禄は、元禄四年(一六九一)三月十一日石堂竹林流弓術の印可を太田十右衛門興親より受けているので(寺山家所蔵の卷子本による)、同流門弟の起請文と思われる。

(3) 元禄七年(一六九四)二月十一日から正徳二年(一七一二)六月十二日までの足掛け十八年間に及ぶ門弟入門時の起請文である。

花押と血判は門弟個人によって書かれ、または押されたと思われるが、氏名記載の書体が同じであるところから、入門者のある度毎に特定の人物(浅利伊兵衛か)が次々と書き加えたものと思われる。

血判は黒ずんではいるが現在でも生々しい。

(4) 「前書」の内容は、前記「當田流兵法」と比較すれば複雑である。とくに流儀の大事を他に洩らさないこと、師弟の關係を守ることについて、細心にして嚴重な誓約を求めている。ただし、この形式が同流起請文として一般的であったかどうかは比較する起請文がないので特定できない。

### 3、當田流起請文

卷子本

起請文之事<sup>(3)</sup>

一、當田流兵法御相傳之趣就中外設<sup>(トモトシバキ)</sup>

秘術至他見他言仕問鋪事

一、兵法寡執行縱上手至候共御許

不申請候内全弟子取指南仕間鋪事

一、對師心切懸全疎略仕間鋪事

一、他流之劍術全躰(ひら)(諺) 申間鋪事

一、御免無之内全他流と仕合仕間鋪事

一、弟子仲間互ニ懇切懸全違必無之

様相嗜可申事

一、惣而人柄嗜義理專心懸可申事

右之趣於相背者

上梵天帝釋下四大天王惣而日本國中

六十餘州大小之神祇殊ニ伊豆箱根

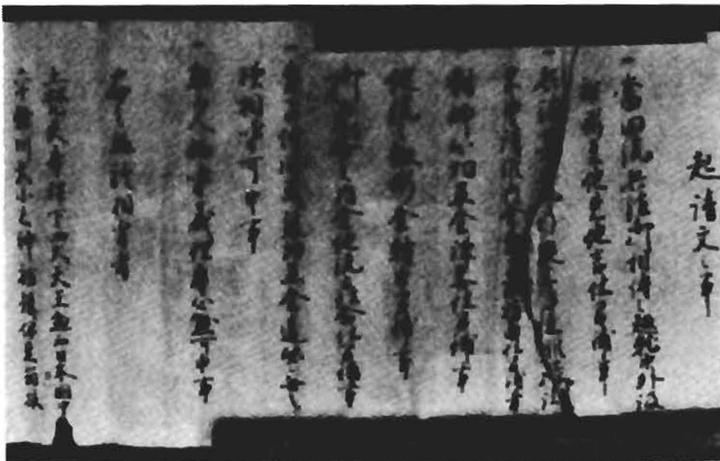
兩所

權現摩利支尊天八幡大菩薩

愛宕山太郎坊鵜戸大權現當國

鎮守岩木山大權現別而氏神之

御罰各可罷蒙者也 仍而起請文



(3) 當田流起請文，前書の部分。

如件

金 定四郎

櫛引 勝次郎

寂厚花押血判

鎌田 小右衛門

貞宜花押血判

田中 元一

工藤 形次郎

長田 彦作

豊榮花押血判

栗原 常吉

正門花押血判

石岡 瀧五郎

茂久花押血判

笹森 貞吉

建幹花押血判

林 良吉

清定花押血判

八反田久左衛門

高久花押血判

佐田永助

庸朝花押血判

栗山菊次郎

則賢花押血判

伊藤鉄之助

祐正花押血判

佐田久之進

庸行花押血判

山形豊五郎

正行花押血判

今清太郎

助太郎

定美花押血判

小林半之丞

昌定花押血判

小笠原元之進

一正花押血判

小友健作

貞一花押血判

千葉周助

胤昌花押血判

小枝紋三郎

貞直花押血判

青沼春吉

血判

市川吉太郎

種市運次郎

石岡常次郎

茂常花押血判

榊文弥

正久花押血判

山崎得一

清徳花押血判

米橋藏之助

春里花押血判

齊藤 乙次郎

房勝花押血判

齊藤 直右衛門

柿崎 欣之助

玄允花押血判

高木 幸司

茂昌花押血判

金澤 重吉

直澄花押血判

石郷岡 連之助

正明花押血判

長崎 周五郎

伊藤 覺左衛門

祐勝花押血判

山本 勝弥

本明花押血判

對馬 幸吉

正直花押血判

深堀寅吉

時之花押血判

山内三弥

隆行花押血判

浅利多作

均慶花押血判

外崎直太郎

兼正花押血判

佐藤徳三郎

定清花押血判

山口鎌三郎

恒友花押血判

花田岩五郎

廣直花押血判

金澤岩太郎

直清花押血判

嘉永七<sup>甲</sup>寅年正月

浅利萬之助殿

## 解説(1)

嘉永七年(一八五四)正月、門第四十八人による浅利萬之助あての当田流兵法(劔術)起請文である。

この「浅利萬之助」は、当『文化紀要』第二十五号の拙稿「津軽弘前藩の武芸(6)」の「あとがき」で紹介した「均致」である。「均致」の自筆『撰拳状<sup>たむね</sup>并履歴書』によれば、「均致」は「弘化元辰年(一八四四)」から当田流劔術及び林崎新夢想流居合の師範をしていたことが述べられている。

(2) 花押と血判は門弟個人によって書かれ、また押されたと思われるが、氏名記載の書体が同じであるところから、氏名の記載は特定の人物(浅利萬之助均致か)が、入門の順に従って書き加えたと思われる。嘉永七年の日附の起請文ではあるが、四十八人同時入門ということではなかったと思われる。

血判は黒ずんではいるが現在でも生々しい。

4、当田流(太刀・棒・管鑓)演武高覧の控帳 冊子本  
(折紙横長)

写<sup>(4)</sup>  
当田流太刀

表

初負子

新田 富之丞

御留守居頼平次郎伴

岩田 亦五郎

裏

儀左衛門伴

添田 主税

右三人之打太刀

浅利 伊兵衛

外設

十郎右衛門子  
唐牛 官兵衛

御手廻儀太夫子  
外崎 大次郎

御留守居組支配源太右衛門子  
秋庭 木五郎

大納戸善助子  
相坂 兵右衛門

御手廻  
八反田宇右衛門

御手廻  
奈良岡権左衛門

外設

一

勝右衛門子  
山口 内匠

別出

御馬廻久佐衛門子  
八反田宇右衛門

御留守居支配五兵衛子  
町田 練九郎

御留守居支配惣左衛門子  
外崎 傳木

御手廻  
高杉 角右衛門

新五兵衛子  
久慈 源次郎

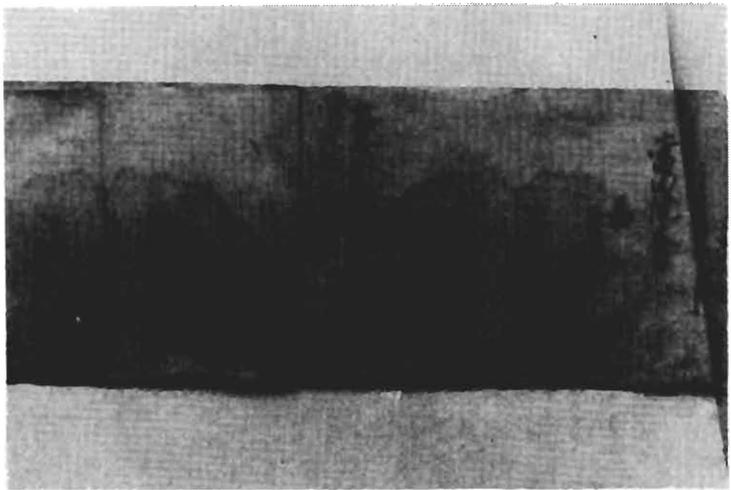
御留守居支配  
一戸 儀太夫

御小性組  
森 権太夫

御留守居組頼母子  
唐牛 与右衛門

三 六

四 二



(4) 當田流太刀演武高覧の控帳（付帳）。最初の部分。

御馬廻左衛門子  
村田 善太夫

太次右衛門子  
佐々 武助

十 浅左衛門子  
山屋 八五郎

御留守居支離源五左衛門子  
奈良 傳之助

七 御馬廻九郎右衛門子  
舟水 甚九郎

嘉左衛門子  
工藤 三之助

十一 御手廻  
佐々 角之丞

右拾林人一度ニ三人宛つゞき罷出候を  
乱レ打太刀 浅利 伊兵衛

散

長太夫子  
藤田 吉之進

勘兵衛子  
成田 勘右衛門

御勘定小頭忠兵衛子  
藤 彦五郎

御小姓組  
工藤 金弥

御代官  
仕合 坂本 惣助

同 御馬廻八郎左衛門子  
戸 八郎次

右林人之打太刀

山形半十郎  
武田藤十郎

散

許

將監子  
渡邊治太夫

御留守居支配  
田中喜内

許

藤右衛門子  
武田藤十郎

同

御馬廻  
工藤平左衛門

同

御留守居支配三郎右衛門子  
山形半十郎

印可

御小姓組  
戸三之助

右林人仕合はた

打太刀

浅利伊兵衛

表

中極

浅利伊兵衛

右之打太刀

一戸三之助

棒

管鍵

右之打太刀 一戸 三之助  
浅利 伊兵衛

人数都合二十七人  
井椿林

右之通ニ而御座候 以上

三月 浅利 伊兵衛

右之通三月六日於鷺之間

勤之

屋形様ニハ（美巻）ふやう乃間ニ被為成御座

被遊高覽候 初ニハ山田仁左衛門

門弟中貳拾一人とやらん相濟 其次

齊藤孫助門弟中十人と

やらん相濟 其次棟方七左衛門

門弟中 是も何人か相濟 其次

我等門弟衆罷出 首尾好相濟候

一、宜く相濟申候 御廣間(れ)ニ何も

ひかへ罷有候処 御目付衆呼

出申候ニ付御手廻御番所の方へ

参候處 御時計之間へ入口ニ

御目付兩人兩方ニひかへ被申候而

内へ入候へハ 大目付衆御兩人

列座ニて御用人源(今井)五右衛門殿

被仰渡候ハ

御意被成候ハ其方門弟中いつれも

達者ニ能仕候 其方儀も年寄

申候へ共達者ニよく致候 別而其方

年寄申候へ共 弟子をよく取立

可申候由 御意之旨被仰渡候

拙者申上候ハ 今日ハ私門弟私劍術

迄首尾好奉入高覽難有仕合

奉存候由申上退出仕候 尤初ニハ

斉藤孫助被罷出何か被仰渡

其次山田仁右衛門被罷出 其次棟方

七左衛門被罷出 其次我等罷出

首尾好相濟申候 □□之取□□

よく□□□我等一世之本望無

此上為悦不斜候事

一、同日最前ぐいづれも門弟衆相寄

夜半過迄殊之外祝申候事

解説(1) とくに表題は書かれていないが、内容が「武芸高覧」における当田流の演武種目、演武者の一覧等の控であるので標記のように仮定した。

(2) 一度書いた演武者の氏名を縦線で消している箇所がある。これは適切な演武者の決定まで選考上多少の経緯のあったことを示すものと思われる。

(3) 氏名には「肩書き」として職名を記し、職名のない若年者には「統柄」をあげて身分・出自を示している。

(4) 本資料には「三月六日」とのみあって年号の記載はないが、『弘前藩庁日記』を調べたところ「正徳五<sub>末</sub>年（一七一五）」の三月六日であった。第五代藩主津軽信寿の時である。

また、この日は「劍術」の高覧であったが「三月九日」には更に「鎗」の高覧があった。この日にも浅利伊兵衛は門弟と共に演武を実施している。ただし、三月九日の控は残っていない。

なお、三月六日の高覧には「浅利伊兵衛門弟都合二十七名」と、他流に比して最も多くの演武者を出場させている。これは当田流の充実ぶりを示すものと思われる。

参考のために『弘前藩庁日記』の三月六日へ参考(一)及び同月九日へ参考(二)の高覧に関する記録の全文をあげておいた。

(5) 本資料には、末尾に「添え書き」があり、その文面に高覧に浴した浅利伊兵衛の悦びがにじみ出ている。当日演武終了

後、用人「今井源五右衛門」を通して、藩主信寿よりの激励の言葉を伝え聞き、感激もひとしおであったと思われる。  
伊兵衛はこの高覧を最後として、三年後の享保三年（一七一八）に没している。

参考(一)

『弘前藩庁日記』「正徳五<sup>乙未</sup>年三月六<sup>壬寅</sup>日」の武芸高覧に関する記録全文。

一、今日於鷲之間 齋藤孫助 山田仁右衛門 棟方七左衛門 浅利伊兵衛門弟 御中小姓以上之劍術被遊高覧候  
罷出候面々左記之

山田仁右衛門<sup>(1)</sup> 門弟

打太刀 今 喜太夫

表学刀 許 御小姓組 山 田 傳 八

表学刀 許 御馬廻 原 子 次 郎 右 衛 門

表学刀 許 御馬廻 三 上 次 郎 八

打太刀 山 田 傳 八

表 目録 新田代官嘉兵衛傳 岩 間 甚 左 衛 門

学刀 目錄

御中小姓 喜太夫

表 目錄

御手廻作兵衛伴 高橋 勘之丞

学刀 目錄

御馬廻十兵衛伴 毛内 藤八

表 目錄

武大夫伴 田村 源八郎

学刀

御中小姓 福士 傳左衛門

打太刀 三 上 次郎八

表

御馬廻藤右衛門伴 寺田 專助

学刀

御馬廻 永井 甚太夫

表

御手廻藤十郎伴 田村市郎右衛門

学刀

御手廻 蒔苗 市兵衛

表

新七伴 種市 勝之進

学刀

御小姓組 岩渕 安之丞

打太刀 岩間甚左衛門

表

次左衛門伴 笹森 六之助

学刀

御小姓組 佐々木 孫太夫

表

御中小姓 棟方 新三郎

学刀

表

表

都合式拾卷人

御中小姓半三郎侍  
小泉 長次郎

御馬廻  
奈良 久右衛門

御馬廻定右衛門侍  
中田 勝三郎

仕合組

御馬廻  
原次郎左衛門

同  
三上 次郎八

御中小姓  
今 喜太夫

御馬廻十兵衛侍  
毛内 藤八

新田代官嘉兵衛侍  
岩間 甚左衛門

御手廻作兵衛侍  
高橋 勘之亟

武太夫侍  
田村 源八郎

御馬廻  
永井 甚太夫

御馬廻藤右衛門侍  
寺田 専助

御中小姓  
福土 傳左衛門

御手廻源十郎侍  
田村市郎右衛門

新七侍  
種市 勝之進

以上

齋藤孫介<sup>(2)</sup> 門弟

表太刀

御中小姓  
齋藤 平次郎

表太刀拾本  
小太刀拾本

五右衛門侍  
大湯 五郎兵衛

仕合

七兵衛侍 新岡 久之亟  
八左衛門侍 木村 伴次郎  
御手廻 外崎 儀太夫  
御手廻 樋口 八左衛門  
同 石岡 作右衛門  
御中小姓 齋藤 平次郎

都合八人

棟方七左衛門<sup>(3)</sup> 門弟

遣太刀

打太刀

大納戸喜助倅  
成田 武助

五右衛門倅  
工藤 勝次郎

仕合組

御馬廻  
横山 勝左衛門

御手廻嘉兵衛倅  
楠美 善太郎

成田 武助

工藤 勝次郎

都合四人

浅利伊兵衛  
門弟

表

親貞倅  
新田 留之丞

半次郎倅  
岩田 又五郎

儀右衛門倅  
添田 主税

裏  
右三人之打太刀

浅利伊兵衛

外設

右五人之打太刀

外設

上郎右衛門侍 唐 牛 官兵衛  
御手廻藤大夫侍 外 崎 大次郎  
大納戸善助侍 相坂 兵右衛門  
御馬廻久左衛門侍 八反田宇右衛門  
御手廻 奈良岡權左衛門  
勝右衛門侍 山口 内 匠  
御手廻 高杉 角右衛門  
頼母侍 唐牛 与右衛門  
新五兵衛侍 久 慈 源次郎  
御馬廻次左衛門侍 村 田 善太夫  
御小姓組 森 権太夫  
御馬廻九郎右衛門侍 舟 水 甚九郎  
太次右衛門侍 佐 武 助  
嘉右衛門侍 工 藤 三之助

儀右衛門侍 山屋 八五郎  
 御手廻 佐々角之丞  
 右拾一人一度ニ三人宛津々(つゝ)罷出申候を  
 乱連(む)打太刀 浅利 伊兵衛

散

長木大伴 藤田 吉之進  
 勘兵衛侍 成田 勘右衛門  
 御小姓組 工藤 金 弥  
 御馬廻八郎左衛門侍 一戸 八郎次  
 仕合  
 右四人之打太刀 武田 藤十郎

散

将監侍 許 邊 治太夫  
 御馬廻 工藤 平左衛門  
 同 武田 藤十郎  
 同 一戸 三之助  
 印可  
 右四人之仕合は打太刀 浅利 伊兵衛

表

中極

浅利 伊兵衛

右之打太刀

一戸 三之助

棒

一戸 三之助

右之打太刀

浅利 伊兵衛

## 都合式拾七人

注(1)

山田仁右衛門について。山田仁右衛門広久のこと。棍派一刀流劍術師範。『奥富士物語・卷四上』(既出、四六五―四六六頁)では概ね次のように紹介している。

「津輕第四代藩主信政に、天和二戊年(一六八二)被召抱、三月十五日御中小姓に被仰付。広久は浪人にて武州江戸に居住し、一刀流棍新右衛門正直に学び精妙を得る。御当家に被召出、数年にして元禄十二卯年(一六九九)三月朔日新知百五十石被下。尤も此の以前に御国(弘前)引越被仰付、在府町にて家屋敷被下置。勿論稽古所共に総て御物入(藩で負担すること)にて御取立、家中諸士に師範被命。後年門下に達者数人有。とくに小倉藤左衛門根豊其の宗を得、後世一流の龜鑑となる。伝に、広久は伊賀の国の産にして父は市郎左衛門と申し、安藤対馬守に仕ふ。後浪人と成りて武江に住す。広久弘前に引越のときは、一子弥右衛門広連を共にす。時に広連廿二歳。広久一敬と号して隠居の後、広連箕裘之術を継ぐと雖も多病にして早世す。故に広連の一子、兄金弥広兼、弟仁兵衛広房初金五郎、宝曆四戊年(一七五四)七月御徒に被召出、是より別家に立て師範す。命に依り小倉藤左衛門根豊に従ひ家の術を学ぶ。

広兼云。祖父広久若名奥右衛門と云ふ。江戸に徘徊にて当流を練磨し、終に流儀の奥秘夢想劍迄貫せりと云ふ。

伝に云。梶新右衛門正直の門下に原田市左衛門利重と云ふ人芸に高名有る故、高岡様（藩主津輕信政のこと）原田を御望みのところ、正直云。原田市左衛門も宜しき候得共、山田仁右衛門こそ津輕家御家風に能く叶ふべき人品也と。こゝに於て山田仁右衛門に決すと云。尤も原田は三百石にて薩摩様に仕えろと云。」

山田家の菩提寺は弘前市西茂森町隣松寺にあるが、仁右衛門の墓碑は特定できない。

(2) 齊藤孫助について。齊藤孫助請平のこと。（弘前市立弘前図書館蔵、GK 1789-37 「新影治源流」の卷子本による。）新影治源流劔術師範。新影治源流については、すでに五頁の解説(5)で触れたが、河村治右衛門勝平が津輕で同流を指導した門弟の系統に、「浅利頼兵衛」「齊藤孫助」「白取左太郎」があるのではないかと思う。「齊藤孫助」の系統に齊藤平次郎雅春——成田平三郎兼満——成田又左衛門蓮意——成田栄次郎正義——以下略。「白取左太郎」の系統に添田傳九郎貞栄——笹森瀧右衛門建豊——岡藤左衛門貞許——安藤七右衛門治利——以下略（何れも弘前市立図書館蔵の同流卷子本による）。そして齊藤孫助系は劔を主とし、白取佐太郎系は繩術を主としていたようである。

齊藤孫助の出自については不詳。奥儀を受けたという元禄十三年の期日も確かではない。もっと早かったのではないかと思う。元禄十三年の頃の孫助の役職は「御中小姓」で、『奥富士物語・巻一』（既出、二六五頁）に、「元禄十三<sup>庚辰</sup>年（一七〇〇）三月十一日、若殿様（後の第六代藩主信著）御発駕」に当って千歳山まで見送るが、その見送人の中に「御中小姓齊藤孫助」の名がある。

また、これより前の「信政公御代元禄八乙亥年（一六九五）改候弘前御家中分限帳覚」（『みちのく双書特輯・津輕史・第八巻』昭五三、三、青森県文化財保護協会、八七一—一三三頁）には、「御旗奉行より浦々町奉行役迄」の項に「式百石齊藤孫助」の名が載っている。

(3) 棟方七左衛門について。ト傳流劔術師範と思われるが、人物の詳細は不明。弘前家中で越前の浪人中村治太夫某より始めてト傳流を習得した棟方十左衛門清久の息、棟方作右衛門貞長<sup>初め八十郎、宝永六年（一七〇九）家督、寛延三年（一七五〇）五月十日死去、享年七十六</sup>と思われるが疑問もある。

## 参考(二)

『弘前藩庁日記』「正徳五<sup>乙未</sup>年三月九<sup>乙</sup>日」の武芸高覧に関する記録全文。



丸橋

御手廻  
笹森 瀧右衛門

許

馬場 藤太夫

許

外崎 喜六

右相仕合

浅利伊兵衛<sup>(2)</sup>  
門弟

表

代官嘉兵衛伴  
岩間 甚左衛門

裏

御小姓組  
樋口 弥三郎

右兩人之打太刀

御小姓組  
工藤 金弥

丸橋

御手廻  
佐々 角之丞

御手廻儀太夫伴  
外崎 大次郎

御中小姓  
笹森 山次郎

御馬廻  
八反田 宇右衛門

御手廻  
高杉 角左衛門

御小姓組  
森 權太夫

郡奉行太次右衛門伴  
佐々 武助

右八人之打太刀

勘定奉行長太夫侍  
藤田吉之進

樋口弥三郎

半仕合

御小姓組  
山屋忠次郎

御馬廻藤左衛門侍  
寺田專助

御目付勘兵衛侍  
成田勘右衛門

勝右衛門侍  
山口内匠

御馬廻八郎左衛門侍  
一戸八郎次

将監侍  
渡邊治太夫

御小姓頭新五兵衛侍  
久慈源次郎

御馬廻留右衛門侍  
宮館多門

御目付助右衛門侍  
黒瀧源四郎

孫助侍  
齋藤浅之進

右九人之直鍵

帳仕合

御小姓組  
工藤金弥

御馬廻  
永井甚太夫

仕合

許

樋口弥三郎

許  
 印可  
 右五人之直鑓  
 齋藤 浅之進  
 御小姓組  
 一戸 三之介  
 浅利 伊兵衛

表  
 右之打太刀  
 浅利 伊兵衛  
 一戸 三之介

中川次太夫<sup>(3)</sup>  
 門弟

表太刀合より  
 鑓合打留迄  
 御小姓組  
 神 刀之介  
 御小姓組  
 大湯 忠太夫  
 御小姓組  
 真ノ位  
 同  
 福士五郎左衛門  
 御中姓  
 裏鑓合五本  
 今  
 喜太夫  
 御手廻  
 竹内 弥右衛門  
 同  
 田山 宇門  
 御小姓組  
 丸橋  
 同  
 千田 八五郎  
 御留守居組頼母<sup>母</sup>  
 唐牛 与右衛門  
 同

仕合  
仕合  
御小姓組  
牧野 長太郎  
御手廻  
金子 久左衛門

惣打太刀 許合  
木村 孫十郎

注(1)

桜庭清休について。桜庭又右衛門成美のこと。宝永七年(一七一〇)隠居して清休と号す。宝蔵院流十文字鎌師範。高田平右衛門正重の高弟。『奥富士物語・巻二』(既出、三三九頁)に、高田平右衛門を概ね次のように紹介している。

「妙心院様(四代藩主信政)御代の明暦の頃(一六五五—一六五七)高田平右衛門正重被召出。正重は南部の僧徒宝蔵院覚禪房法印胤榮直伝にして、弟子七人の内の一人と也。其の先越後国の産と云、采地二百石を賜ふ。其の頃浪岡村に居住して相勤め、其の術を師範すと也。男子二人有るとかや。殊に門人の内に術に勝れたる者六人、我が子と以上八人江流儀之印可相伝と也。嫡子は甚六正利と云、其の宗を得て父に勝れる奇術といへり。亦、甚兵衛と申し天和之頃専ら勤仕し同じく師範す。或る人云、正利不行跡にして御暇、家絶えるとなり。

正重弟子に山中平右衛門(同六右衛門の次男)、青木兵次兵衛(同兵右衛門の次男)等浪岡町に行きて稽古間断無く積りて其の術を得て宗たり。後に平右衛門師範す。

〔亦〕平右衛門其の後桜庭又右衛門の養子となり、桜庭又左衛門と云。是より此の家継術と成りて代々師範す。斐町に住居して御家中門弟余多と也。殊に貞享、元禄の頃、命に依り奈須余一様(四代藩主信政の子、下野国へ栃木県)那須郡烏山二七代藩主那須遠江守資祇の養子となる。江御師範、同所に道場御取建下さると也。

師伝。高田平右衛門正重——桜庭又左衛門成美——同四郎三郎武縁——同又左衛門武又——同又左衛門武儀。」  
また、『要記秘鑑』(筆写本、用人・三橋左十郎文化年間編、弘前図書館蔵)の「師範の部」には次のように記されている。

「桜庭又左衛門申出候

一、曾祖父又左衛門儀宝蔵院流十文字鎌高田平右衛門門弟にて罷有 寛文四年(一六六四)皆伝相済申候 師範申立候年号月日伝不承候宝永七年(一七一〇)迄師範仕候

一、祖父四郎三郎儀 右又左衛門より皆伝仕 宝永七年(一七一〇)より享保十六年(一七三二)迄師範仕候

一、父又左衛門儀 右四郎三郎より皆伝仕 享保十六年(一七三二)より明和元年(一七六四)迄師範仕候

一、私儀 父又左衛門より皆伝仕 明和元年（一七六四）より師範仕罷有候 尤曾祖父より私迄四代師範仕候 此段  
申上候

右の記録から推察すると、この高寛の日、即ち正徳五年（一七一五）三月九日には桜庭又右衛門成美は既に清休と号して隠居し、実際は四郎三郎が師範をしていたと思われる。しかし、「武芸高寛」という流儀にとつて重大な儀式であつたので、隠居とは云つても未だ健在であつた桜庭清休が自ら出演したのではないかと思われる。

(2) 浅利伊兵衛均禄の宝蔵院流十文字躰について。寺山家武芸古文書には、「目錄（稿）」に示してあるように宝蔵院流に関する資料は十点ある。この中で伊兵衛均禄自身が授与を受けている卷子本は、内容がそれぞれ異なる次の五点である。

- 1、延宝四年（一六七六）九月十五日、高田儀兵衛正茂より浅利伊兵衛あて。
- 2、延宝五年（一六七七）七月吉日、高田儀兵衛正茂より浅利伊兵衛あて。（許状）
- 3、天和二年（一六八二）八月十五日、高田儀兵衛正茂より浅利伊兵衛あて。（許状）
- 4、元禄十四年（一七〇二）十一月吉日、桜庭又右衛門成美（清休）より浅利伊兵衛あて。
- 5、宝永元年（一七〇四）十二月十三日、桜庭又右衛門成美（清休）より浅利伊兵衛あて。（印可状）

右の卷子本から、伊兵衛均禄の宝蔵院流十文字躰の師は高田儀兵衛正茂と桜庭又右衛門成美（清休）の二人と推察される。伊兵衛均禄の最初の師高田儀平衛正茂は同平右衛門正重の子息と推察されるが、弘前藩の宝蔵院流の伝承をみるとき欠かすことのできない重要な人物である。この点前述『奥富士物語』の師伝の記述は必ずしも正確とはいえない。ちなみに一戸三之助宗明が延享四丁卯年（一七四七）岩渕干治郎に与えた「免状」の伝系は次の通りである。

奈良住元祖宝蔵院直傳

高田平右衛門正重

高田儀平衛正茂

（左傳又右傳）山中亦右衛門成美

浅利伊兵衛尉均禄

高田甚六郎正利

高一三之介宗明

延享四丁卯年

## 岩瀨千治郎殿

なお、伊兵衛均祿が高田儀平衛より延宝四年（一六七六）九月十五日「目録」を受け、さらに桜庭又右衛門成美より宝永元年（一七〇四）十二月十三日「印可」を許されるまで、実に二十八年数ヶ月の年月を要している。奥儀体得に至るまで、伊兵衛均祿の真摯な稽古ぶりを知ることができる。

(3) 中川次太夫について。忍術（後に早道と称する）の大家として第四代藩主津輕信政に採用された中川小隼人の嫡男であることは『奥富士物語・巻二』（既出、三二七―三二九頁）に記されているが、流儀修行の過程については詳しく知るべき資料が見当たらない。この日の鑑術は、演武種目から推察すれば桜庭清休と同じように宝蔵院十文字鑑と思われる。

## 5、「當田嫡傳流人数付帳」

（折紙横長）  
冊子本

享保十一<sup>丙</sup>年（一七二六）八月

浅利 万之助

當田流<sup>写(6)</sup>太刀

表

野 呂 小十郎

成田 伴左衛門

右打太刀

浅利 万之助

右打太刀

右打太刀

右打太刀

外設

中極

裏

山田 山三郎  
 佐藤 三之介  
 横山 孫太郎  
 浅利 万之助

葛西 小八郎  
 溝江源五左衛門  
 小野 三右衛門  
 浅利 万之助

神山 佐之助  
 木村 雲八郎  
 浅利 万之助



(5) 「當田嫡傳流人数付帳」の最初の部分。

散

野呂 八郎五郎

長谷部 角十郎

栗 原 源之助

福士与四右衛門

浅 利 勘太夫

工藤 勘右衛門

工 藤 平太夫

小野 武右衛門

浅 利 万之助

右打太刀

右之通 御座候

以 上

八 月 浅 利 万之助

## 解説(1)

浅利万之助の実名について。浅利家の家系によると、「万之助均実」「万之助(清蔵とも)均緒」「万之助均豊」「万之助均致」と通称「万之助」が数人いる。本資料の「万之助」は『要務秘鑑』奥富士物語・巻四下(本紀要第二十四号、八三頁一二〇頁に掲載済み)等から、浅利伊兵衛均禄の嫡子「均実(均定・均費とも)」と推定される。

(2) 「當田嫡傳流人数付帳」の性格について。この「付帳」の記載形式は、氏名の「肩書き」こそないが、前記4の資料のように浅利伊兵衛均禄が「武芸高覧」に浴した時の流儀の型とその演武者の氏名を記載した台帳(付帳)の控えに似ている。従って本資料は「浅利万之助均実」時代の「武芸高覧」の時の台帳控と考えられ易いが、次の点でこのことには疑問がある。

## 参考(三)

『弘前藩庁日記』「享保十一<sup>丙</sup>年八月晦<sup>乙</sup>日」の關係記録全文。

- ① 『弘前藩庁日記』の享保十一年八月分(三冊に分冊されている)を調べてみると、この月には武芸高覧の記録は見当たらない。武芸高覧は、武芸者にとつてはもちろんのこと、藩にとつても重要な行事であったから、武芸高覧があれば藩庁日記に記録される。その記録がないということは、やはり武芸高覧は行われなかったとみるのが妥当であろう。このことから「當田嫡傳流人数付帳」が「武芸高覧」の時に提出した台帳(付帳)の控えと特定するには疑問がある。
- ② この「付帳」が書かれた「享保十一年」当時、万之助均実はまだ正式に「指南許状」は授与されていない。伊兵衛均禄は享保三年すでに他界しているの、当時の万之助均実の指導に当たっていたのは伊兵衛均禄の高弟・一戸三之助宗明であった。万之助均実が「指南許状」を得たのは「享保十九寅年(一七三四)『要務秘鑑』の享保九寅年というのは誤り」である。「指南許状」のない万之助均実が「武芸高覧」の機会に恵まれるとは考え難い。

それでは、万之助均実が「當田嫡傳流人数付帳」を書いた目的は何か。この「付帳」成立の動機を示唆すると思われる記録が『弘前藩庁日記』享保十一年八月晦日の別記参考(三)である。

この記録は、藩の重役が三之助宗明に対して、浅利伊兵衛均禄の嫡子・万之助均実へ早く流儀を相伝するようという督促である。この督促にもかゝらず三之助宗明はすぐには応じなかった。(この理由などについての経緯は『奥富士物語・巻四下』に書かれているが、本紀要第二十四号・一二二頁に掲載済み)しかしこの督促は、当田流劍術に対する藩の期待の大きさを明確に打ち出したことを意味している。このことについて、当の本人である万之助均実は、伊兵衛均禄の嫡子として誰よりもその責任の重大さを痛感したに違いない。

また万之助均実は、この記録にも述べているように、相伝は受けていなかったがすでに「伊兵衛均禄相統キ諸士指南一通り」実施していた。それで、もし享保十一年八月の時点でその「諸士指南一通り」の実績を認めらうために、当田流劍術の型の演武を披露する機会があれば、この「當田嫡傳流人数付帳」の通り行うということではなかったかと思う。このことは、当田流劍術に対する万之助均実の並々ならぬ意欲と覚悟の一端を示すものと思われる。

以上のように「當田嫡傳流人数付帳」は、武芸高覧のための台帳(付帳)ではなかったとしても、万之助均実本人の当田流劍術の力量と門弟指導の実績を演武によって披露する場合の台帳(付帳)であったと思われる。

一、一戸三之助江申渡候 御用有之候間 今晚八時過拙宅江相詰候様ニ可申付旨 御留守居組頭小山内新右衛門江申遣之

一、浅利万之助江申渡候 御用有之候間 今晚八時過拙宅江相詰候様ニ可申付旨 御目付江申遣之

一、右申渡左之通

一 戸 三之助

浅 利 万之助

浅利伊兵衛儀無調法有之候得而身上被召上候者ニ有之候得共 御家中之諸士江武藝無間断指南致候儀 奇特被思召候付被召出御扶持方被下候 御目見も被仰付候 右之訳有之故忝万之助猶以右指南油断無之様心懸可申事ニ候 当田流劔術免印可伊兵衛方ノ一戸三之助江不残傳受相濟候段相聞江候 然有師匠万之助江相傳可有之候 併々様之義者修行之程有之事ニ候得共 万之助義者伊兵衛ノ相續キ諸士指南一通ニ相立候者ニ候間 未熟ニ有之候共免印可不残致傳受 其上段々情を入修行上達候様取立可申候 万之助義も随分修行油断無之様可相心得候事

右之通御目付浅利七十郎出座ニ而申渡之

6、「當田流劔術

林崎新夢想流居合」(門人帳)

冊子本

許傳授

安永五甲年入門	隱居	御留守居組助八祖父
寛政九酉年入門		千葉市郎
享和二戌年入門		葛西永司
文化六乙年入門	写(6)	勘定奉行 笹森案次郎
文化七午年入門		御手廻 花田與五郎
文化七午年入門		御使番格勘定奉行手廻 浅利七郎治
文化八未年入門		作事吟味役格作事受掛役 成田官藏
文化八未年入門		御馬廻役 石岡吉太郎
文化九甲年入門		御留守居組 林與三郎
文化九甲年入門		御中小姓 成田良八郎
文化十酉年入門		御馬廻 笹森弥八郎
文化十二亥年入門		御使番役野内町奉行 西館万藏
文化十二亥年入門		御徒目付 佐田鞞負
文化十二亥年入門		梨田武之進



(6) 「當田流劔術・林崎新夢想流居合」門人帳の劔術の部分。

文政元寅年入門

作事奉行吟味役格  
光 侯 東九郎

文政二卯年入門

御留守居支配  
齋 藤 熊之助

文政五年入門

御使番  
千葉 源吉郎

文政七甲年入門

御留守居支配  
市川 千代助

文政七甲年入門

御中小姓  
外崎 甚助

文政七甲年入門

御使番  
對馬 富之助

文政七甲年入門

御留守居当分支配譜太左衛門弟  
小山内 志馬吉

傳授不濟

享和二戌年入門

御手廻  
山形 喜八郎

享和三亥年入門

御小姓兼彦次郎親  
岩瀨 彦七郎

享和三亥年入門

御手廻内匠親  
隱居 八反田 縫之亟

文化三寅年入門

御徒覺平親  
隱居 神 和助

文化六巳年入門

御家老与力  
成田 権四郎

文化十酉年入門

御留守居支配  
波谷 林次郎

文化十酉年入門

御留守居支配  
白取 堅司

文化十酉年入門

御手廻  
工藤 方弥

文政二卯年入門  
 文政二卯年入門  
 文政三辰年入門  
 文政三辰年入門  
 文政四巳年入門  
 文政四巳年入門  
 文政六未年入門  
 文政七甲年入門  
 文政七甲年入門  
 文政七甲年入門  
 文政八酉年入門  
 文政八酉年入門  
 文政九戌年入門  
 文政九戌年入門  
 文政十亥年入門  
 文政十亥年入門  
 文政十亥年入門  
 文政十二丑年入門  
 文政十二丑年入門  
 文政十三寅年入門  
 文政十三寅年入門

御馬廻  
 鹿内 伊右衛門  
 御徒小頭格御徒  
 館山 幸七  
 御留守居支配  
 齊藤 惣助  
 作事吟味役格  
 一戸 又五郎  
 御留守居支配  
 齊藤 小四郎  
 御使番市弥弟  
 藤田 周八  
 御右筆格  
 山形 忠司  
 御小姓組彦藏兄  
 米橋 字源太  
 御手廻  
 伊藤 末八  
 碓，関町奉行秋藏弟  
 高瀬 武五郎  
 御手廻  
 柿崎 欣之丞  
 御中小姓  
 御中小姓格勘定小頭  
 小笠原 彦市  
 御留守居当分支配  
 小山内 彦太左衛門  
 御馬廻与力藏太郎弟  
 中村 文弥  
 御徒目付  
 三上 元吉  
 御手廻  
 對馬 剛之助  
 作事吟味役格御時斗師利助伴  
 成田 善弥  
 御留守居支配  
 今 定四郎

文政十三寅年入門

隱居

御留守居支配善太歳親  
榊 章 司

天保六未年入門

御買物役格  
栗原 乙次郎

天保七甲年入門

御買物役格  
榊引 勝次郎

天保七甲年入門

御馬廻格作奉吟味役弁次郎倅  
神 寿 助

天保九戌年入門

御中小姓良八郎倅  
成田 弥 助

天保九戌年入門

御留守居組勇藏二男  
伴 周次郎

天保九戌年入門

勘定奉行案次郎二男  
笹森 直 衛

天保九戌年入門

御手廻  
野呂 三 藏

天保九戌年入門

御馬廻左歳倅  
小友 千賀之助

天保九戌年入門

御留守居支配萬次郎倅  
坂本 浅 吉

天保九戌年入門

御留守居支配安右衛門倅  
鎌田 要 吉

天保十亥年入門

御留守居支配萬十郎二男  
坂本 勇 吉

天保十亥年入門

御手廻  
佐田 平 吉

天保十一子年入門

御使番源吉郎弟  
千葉 文 弥

天保十二丑年入門

御馬廻  
岩 淵 與 助

天保十二丑年入門

小細工人文次郎倅  
榊 友次郎

天保十二丑年入門

勘定小頭格勘定人藤次郎二男  
金 沢 常五郎

天保十三寅年入門

御馬廻格御臺所頭手傳茂右衛門倅  
田 中 元 一

天保十四卯年入門

御留守居分支配

石井米弥

天保十四卯年入門

御手廻

工藤形次郎

天保十五辰年入門

御馬廻兼吉弟

永田彦作

天保十五辰年入門

御買物役格乙次郎仲

栗原常吉

林崎新夢想流居合

許傳授

文政七甲年入門

御中小姓

今龍助

傳授不濟

文化十四年入門

御留守居組

佐藤惣兵衛

文化十一戌年入門

御徒頭格

原與四郎

文政三辰年入門

御馬廻

太田兵作

文政三辰年入門

御馬廻

成田助次郎

文政九戌年入門

作事吟味役

浅利丈次郎

天保三辰年入門

隱居

御馬廻 五郎 祖父

武藤 嵩三郎

天保十二丑年入門

御馬廻

伊藤 宇太郎

文化二丑年入門

隱居

許傳授相濟 御目見以下御留守居支配熊太郎親

内藤 傳太郎

文化九甲年入門

許傳授相濟

御目見以下御留守居支配  
森内 左門

文政五年年入門

許傳授相濟

長柄之著

石田 七郎次

文政三辰年入門

御目見以下御留守居支配

三浦 左平次

天保五年年入門

御目見以下御留守居支配

内藤 熊太郎

天保九戌年入門

御拂方手代

野村 辰十郎

天保九戌年入門

諸手足釋

長尾 定八

天保十亥年入門

御目見以下御留守居支配

唐牛 吉藏

天保十亥年入門

三橋

長吉

天保十四卯年入門

御持鎗

又吉

解説(1)

安永五年(一七七六)から天保十五年(一八四四)まで六十八年間における當田流劍術六十八人、林崎新夢想流居合十

八人の入門者一覽表である。入門者の氏名には肩書き(職名)や統柄を記している。

(2) 同一書体から推して、同一人物によって整理されたものである。他の入門帳(門人帳)と形式上異なるところは、一枚の短冊毎に一人の入門の年号と氏名、肩書き等を書き、一頁に五枚(五人分)宛貼付していることである。また、傳授の許された者とそうでない者を分けて書いていることも珍らしい。

- (3) 当時の師範は、宝曆十二年（一七六二）皆伝指南に当った第九代浅利万之助均豊（『要務秘鑑』による）と第十代浅利清蔵均繁（指南の時期は文化年間と思われるが不詳）の二代にわたる。同一書体であるので記載者は清蔵均繁ではないかと思われる。
- (4) 入門者は毎年僅か数人で、全く無い年もある。多年にわたる師範の熱心な指導で門人も少しずつ増え、流儀道場の傳統も成立したものと思われる。
- (5) 居合の入門者には「御目見以下」の身分の低い者がいる。これは、入門者の身分にこだわらなかつたことを意味している。「許傳授」の場合も同様である。

7、「名簿帳」（門人帳）

明治廿七<sup>甲</sup>年

教授方

冊子本

當田流劍術

林崎新夢想流居合

禁制

一、喧嘩口論之事

一、他流劍術謗言之事

- 一、諸稽古之次第猥之事写(7)
- 一、稽古諸道具取扱猥之事
- 一、御稽古指図無之内仕合手論之事
- 一、諸事無作法無之事
- 一、好色猥之事

右之通相守可申者也

月 日

故浅利萬之助門弟

教授取締

教授

佐田大之丞

石岡兵司

乳井永助

千葉胤任

市川吉太郎

伊藤祐勝



(7) 「名簿帳」禁制の後半の部分と教授取締。

古門弟ニテ旧帳ニ在リ

古門弟ニテ旧帳ニ在リ

明治廿七年十一月十一日城南俱樂部  
落成禮古初入門

右同

浅利勝観

佐田庸則

工藤十三

櫻庭精一郎

片谷傳造

千葉健之助

千葉龍郎

山崎千代之助

三上椿寿

坂本託之助

古田新一

笹森喜美太郎

佐田庸二

三浦千代寿

青森浦町村  
毛内靖胤

乳井祐助

明治廿七年十一月十八日	入門	成田 勇司
明治廿七年十一月十六日	入門	竹浪 友次郎
明治廿七年十一月十四日	入門	清野 豹吉
明治廿七年十一月十三日	入門	一丁田 志郎
右同		千葉 琴吉
右同		齋藤 征武
右同		工藤 了輔
右同		猪股 久雄
右同		七戸 大助
右同		鎌田 常吉
右同		工藤 阿弥四郎
右同		中村 恒雄
右同		中畑 繁樹
右同		安土 忠治
右同		唐牛 栄治
右同		村田 源吉
右同		野呂 義彰
右同		武藤 小次郎

西津輕郡赤石村大字館前

清野

北津輕郡板屋野本町

明治廿七年十一月十八日	入門	池田惣五郎
明治廿七年十一月廿六日	入門	北津縣郡五所ノ川原村 神武之助
明治廿七年十一月廿八日	入門	長尾直司
明治廿七年十二月五日	入門	戸田恭一
明治廿七年十二月十日	入門	関東
明治廿七年十二月十日	入門	古郡彦一
明治廿七年十二月廿四日	入門	山田亨
明治廿七年十二月廿六日	入門	工藤競
明治廿八年一月六日	入門	佐藤清民
明治廿八年一月六日	入門	寺田彰司
明治廿八年一月七日	入門	高松豹一
明治廿八年一月七日	入門	田中雅麿
明治廿八年一月七日	入門	山崎一郎
明治廿八年一月七日	入門	佐藤松之助
明治廿八年一月九日	入門	笹森健和
明治廿八年一月九日	入門	関保次郎
明治廿八年一月十一日	入門	鳴海祐清
明治廿八年一月十一日	入門	福土清麿

明治廿八年	一月十二日	入門	櫻庭武雄
明治廿八年	一月十二日	入門	山川榮太郎
明治廿八年	三月四日	入門	手塚春弥
明治廿八年	六月十四日	入門	斎藤俊之進
明治廿八年	六月十四日	入門	後藤小三郎
明治廿八年	七月二日	入門	高坂清次郎
明治廿八年	八月十一日	入門	佐藤良則
明治廿八年十二月二十日		入門	伊香四郎
明治廿八年十二月二十日		入門	葛西莊三郎
明治廿八年十二月二十日		入門	八木橋 潔
明治廿八年十二月二十日		入門	山辺 稻芳
明治廿九年	一月十七日	入門	角田洋三
明治廿九年	一月十七日	入門	古郡兵一
明治廿九年	一月廿七日	入門	福 <sup>大工町</sup> 士吉郎
明治廿九年	一月卅一日	入門	北原瑞指
明治廿九年	一月卅一日	入門	津村清一
明治廿九年	二月七日	入門	富 <sup>森町</sup> 山正敏
明治廿九年	二月七日	入門	藤谷堅吉

明治廿九年	二月	七日	入門	佐藤貞雄
明治四十一年	十月		入門	関彦四郎
右全				對馬榮六
右全				笹森武男
右全				中畑實
明治四十二年	一月	三日	入門	山崎秀
右同				水木直静
右同				櫻庭欣吾
明治四十六年	二月		入門	木村新吾
右同				武田久米三郎
右同				神久雄
右同				斎藤伍郎
明治四十二年	六月		入門	櫻庭三郎
明治四十二年	六月		入門	鈴木大造
明治四十三年	五月		入門	長谷川達全
右全				菊池松次郎
右全				山川茂樹
明治四十四年	三月		入門	藤谷清蔵

西津縣郡大谷瀬村

右全	佐田 佑
右全	関 健二郎
右全	矢川 蕃治

解説(1) 明治二十七年(一八六七)十一月から明治四十四年(一九一)三月までの入門者八十九人の一覧表である。この他に「古門弟」二人いるが、この中の「浅利勝観」は「浅利八郎」の弟である。また、これら「古門弟」を記載したという「旧帳」の所在は現在不明である。

なお、「故浅利萬之助」とは明治二十四年一月二十八日病没した「萬之助均致」である。

(2) かつての起請文の「前文」にあたる部分は「禁制」と名称が変わり、内容も単純でわかり易くなっている。また、「神文」にあたる部分はなくなった。

(3) 明治中期における武芸は町道場で行われていたが、その町道場の門人名簿の様式としてひとつの典型と思われる。「教授取縮」「教授」という名称は「藩学校」や「稽古館」時代の名残りであろうか。

(4) 「明治廿七年十一月十一日城南倶楽部落成稽古初入門」で二十七名の氏名が掲げられている。これは、新しく道場ができたことを意味している。このことについて『弘前市史 明治・大正・昭和編』(弘前市史編纂委員会編・名著出版・昭四八・一一・一四、三四六頁)に次のような記述がある。

「明治二十七年には、本町にあった講武館(現消防署の敷地内)という町道場を中心に、城南倶楽部が結成された。この武芸部は撃剣のほか、鎗術の習練を行い、また文学的な活動も見られた。これは二十九年には改めて城陽会と称し、その後長く続いた団体となった。開設当初の会則には、郷党相扶助する道に基づき、交誼を厚うし、勤儉尚武の氣象を発揚するを以て主旨とし、これに同意する者は、何人を問わず会員たるを得る」とあり、せまい部内意識や町道場間の対抗意識を破らんとする氣構えを示している点に特色が見られた。」

城南倶楽部の設立以前に、明治十六年九月に「北辰堂」(笹森町)、明治十七年二月に「明治館」(鷹匠町)、明治二十年一月に「精交会」(一番町)、同年八月に「陽明館」(北瓦ヶ町)、また明治三十三年には「陽明館」から分かれた柔道愛好者による「義魂団」(「求道館」に改称)があった。何れも明治期における士族の氣風の一端を示すものであろう。

(5) 明治四十一年十月入門の関彦四郎は故寺山龍夫の師である。

8、「身分明細表」 浅利 八郎 冊子本

身分明細表<sup>(8)</sup>

氏名 浅利 八郎 印

安政六<sup>己未</sup>年十一月十一日生

戸主 明治十九<sup>丙戌</sup>年七月四日相續

籍族 青森県土族

本籍 青森県陸奥国中津軽郡弘前森町八番地

父 萬之助<sup>(均致)</sup> 文政七<sup>甲辰</sup>年十一月六日生

継母 マツ 天保八<sup>丁酉</sup>年三月三日 生

祖父 亀之丞 寛政四<sup>壬午</sup>年三月三日 生

天保四<sup>癸亥</sup>年九月十三日 死亡

祖母 キン 文化元<sup>甲辰</sup>年八月七日生

明治十三<sup>庚辰</sup>年十一月十七日 死亡

妻 青森県中津軽郡弘前富田新割町三十番地

土族 池田源蔵長女ソノ

慶応二<sup>丙寅</sup>年六月十日 生

明治十七<sup>甲申</sup>年五月十日 婚姻



(8) 浅利八郎「身分明細表」。

明治十七<sup>甲</sup>年五月廿日 入籍  
(一八八四)  
 嗣子 大重  
(一八八七)  
 明治廿<sup>丁</sup>年一月廿一日 生  
(一八七〇)  
 兄弟<sup>弟</sup> 勝観  
(一八七〇)  
 明治三<sup>庚</sup>年五月三日 生  
(一八五三)  
 姉妹<sup>姉</sup> ミワ 嫁ス  
(一八五三)  
 嘉永六<sup>癸</sup>年六月六日 生  
(一八六〇)  
 ヤス  
(一八六〇)  
 万延元<sup>庚</sup>年正月十三日 生  
(一八六〇)

## 備考

- 一、 明治十年五月十三日、東京府巡查奉職中、職務勉勵其賞トシテ金八円賜リ、
- 一、 全年九州地方へ出張尽力不尠、其賞トシテ金八円賜リ、
- 一、 全 十七年中、本県巡查奉職、勉勵ニ付金三円賜リ、
- 一、 全 十八年七月廿七日、窃盗犯捕獲シタル賞トシテ金二円賜リ、
- 一、 全 十八年中、職務勉勵トシテ壹円賜リ、
- 一、 全 十九年、(これら)處列撞病流行ノ際尽力不尠ニ付、慰勞金トシテ十二円賜リ、
- 一、 全 十八年三月七日、睡眠シタル件ニ付、罰俸百分ノ三ヲ科セラレ、
- 一、 全 十九年、手帖落失ノ件ニ付、呵責、
- 一、 全 廿年四月八日、線路略シタル件ニ付、罰俸百分ノ五ヲ科セラレ、

## 解説(1)

警察本部所定の「身分明細表」という用紙を使用している。警察本部に提出した「控」と思われる。明治二十年(一八八七)、浅利八郎二十八歳までの家族、職歴の概略を記載している。

(2) 父「萬之助」は「萬之助均政」で、文久二年の頃尚武堂「武芸取締方」であった。「城南倶楽部」の設立された明治二十年には「故浅利萬之助門弟」とあるように、すでに死亡していた。

(3) 浅利八郎が東京府巡査になったのは、すくなくとも「西南戦争」の時の巡査募集に依じてのことではないようである。なぜなら、弘前士族によせた旧藩主津軽承昭の激励文の日付が「明治十年六月」で、これに応募した士族の東京集結が同年の七月十二日からとなっている(『弘前市史 明治・大正・昭和編』一八頁)(津軽承昭公傳刊行会編『津軽承昭公傳』歴史図書社・昭五一・六・三七三―三七四頁)、彼はそれ以前にすでに奉職しているからである。

また、この時の弘前士族の巡査たちは、東京で待機中に「西南戦争」は終り、ついに従軍は実現しなかったが、彼の場合、職務内容は明らかではないが「九州地方へ出張、尽力」していることになっている。

## 9、「型名簿」

冊子本

大正四年(一九一五)十一月

関 彦四郎

齋 藤 五 郎

桑 田 一 郎

山 内 六 一

山 田 健 二

棟 方 栄 一

木 村 武 一

平岡 勇次郎  
久保田 誠

関 健次郎

関 六郎

平田 八郎

平田 九郎

注(1) 型を演武したときの参加者名簿と思われる。  
(2) 筆頭の「関彦四郎」は故寺山龍夫の師である。

10、「當田流型名簿」

大正五年（一九一六）十一月

関 彦四郎

山川 茂樹

岡 蒼鷹

三橋 嶋久

唐牛 武四郎

劍術  
記

11、「記」

注(1) 型を演武したときの参加者名簿と思われる。

棟	久	木	櫛	下	寺	岡	関	平	平	白
方	保	村	引	間	田	虎	六	田	田	鳥
榮	田	武	邦	芳	實	夫	郎	八	九	熊
一	誠	一	輔	英				郎	郎	五
										郎

冊子本

當田流師範家相統人

青森縣弘前市大字森町八番地

士族 浅利 八郎

安政三年十一月十一日生

一、當田流 表 五本

一、全上 小太刀 五本

一、全上 中極 八本

一、以上 切組(當時形ト云フ)

一、 外設 八本

一、 散 八本

以上死合

外ニ傳刀 拾七本

林崎新夢想流居合 式拾四本

古卷物全部保管尚今ニ稽古致居候也

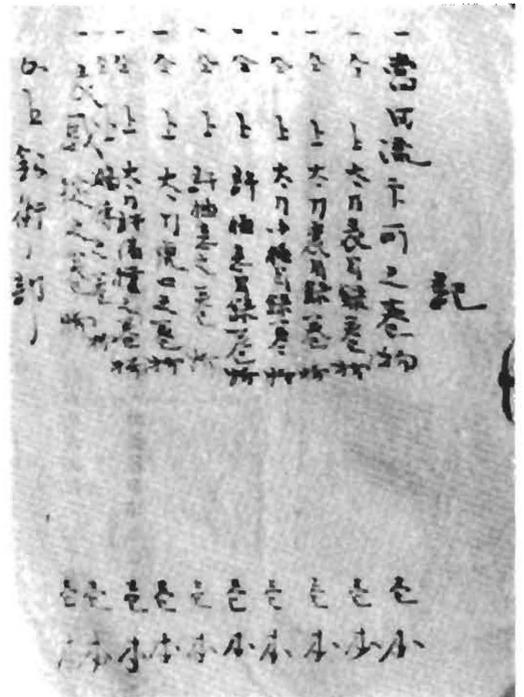
大正八年(一九一九)六月六日

老 浅利 八郎

- 一、當田流印可之卷物 卷本
- 一、全上 太刀表目錄卷物 卷本
- 一、全上 太刀裏目錄卷物 卷本
- 一、全上 太刀中極目錄卷物 卷本
- 一、全上 許極意目錄卷物 卷本
- 一、全上 許極意之卷物 卷本
- 一、全上 太刀虎口之卷物 卷本
- 一、全上 太刀許備壇之卷物 卷本
- 一、全上 嫡伝之卷物 卷本
- 一、表威掟之卷物 卷本

以上 劍術之部

- 一、林崎新夢想流居合向身之次第之卷物 一本
- 一、全上 右身之次第之卷物 一本
- 一、全上 左身之次第之卷物 一本
- 一、全上 一人目錄外物次第之卷物 式本
- 一、全上 秘歌之卷物 一本



(9) 浅利八郎「記」當田流劍術の保管傳書目錄。

- 一、全上 居合手鑑之巻物 一本
- 一、全上 均祿夢想居合極意之巻物 一本
- 一、全上 極意相傳之巻物 一本
- 以上 居合ノ部

右之通り保管罷有候也

師範家相續人 浅利 八郎

解説(1) 最初の「記」の下に鉛筆書きで「都京武徳殿傳来ニ付相口差出候様」とあり、何かの求めに応じて書き記したものの「控」と思われる。

(2) 当田流の形の種類と本数及び当田流劍術、林崎新夢想流居合に関する傳書(巻物)の書名を知ることができる。現在「居合手鑑之巻物」が見当たらないだけで他は揃っている。

12、「定」

切紙

定

- 一、毎日 太刀
- 一、毎夕 居合
- 一、差図無之内仕合手論之事

一、他流劔術謗言之事

一、稽古之諸道具取扱猥之事

一、喧嘩口論之事

一、諸事無作法無之事

一、好色猥之事 是ハ差除たる可然るなり

右之條々堅相守可申者也

解説(1)

起請文の「前文」を簡略にまとめた形になっている。明治二十七年「名簿帳」の「禁制」と似ているので、この当時の修行者の自戒の「定」と思われる。

(2) 「好色猥之事」について所見の一端を述べているが、当時の劔術修行の青少年にとっては必要な禁制であったのかも知れない。

附「昭和四十一年（一九六六）三月八日

當田流太刀之型

由来・型目録・継承者

當田流十四世

寺山龍夫記

一、名称

當田流（とうだ） 富田流のこと

## 二、時代

室町時代末期

## 三、由来

中條流に源を発す。

越前の国、朝倉家の臣富田九郎右衛門長家が一流をたてた。

九郎右衛門に二子があり、前田家に仕えた。兄は清源といったが家督を弟の景政に譲った。景政の子孫は三代で絶えたという。

清源は倭髪して全国を武者修行に廻った。

老中・阿部豊後守の用人、松田仁兵衛の二男甚兵衛に富田流五世の印可を授く。

甚兵衛は富田半兵衛吉正と名乗った。

## 四、津輕藩に伝わった経緯

半兵衛は由井正雪から師の礼をもって尊敬されていたが、慶安の変の後、厳しく詮議された。

疑は晴れたが、老母のすすめに従って、仙台を経て弘前に来て元大工町に住み、延宝八年（一六八〇）一月津輕藩に召しかかえられた。

幕府に対して憚るところがあつて、富田流を當田流と称えたのである。

延宝八年（一六八〇）九月十五日、當田流六世の印可を唯一人浅利伊兵衛に授け、この地で生涯を終えた。

## 五、流儀の継承者

其の墓は八幡宮境内にあると聞く。半兵衛の子孫は絶えている。尚、前記の通り、景政の子孫も絶えているので、正統は弘前藩にのみ残った。

流祖	當田清源 <small>キヨモト</small>
二代	當田内記
三代	當田權右衛門
四代	當田權太夫吉政
五代	當田半兵衛吉正
六代	浅利伊兵衛均禄 <small>タダユク</small>
七代	浅利萬之助均定
八代	浅利清藏均諸
九代	浅利萬之助均豊
十代	浅利清藏均繁
十一代	浅利萬之助均致
十二代	浅利八郎
十三代	関彦四郎
十四代	寺山龍夫

(現在)

旧姓浅利、八郎の子大重(ひろしげ)の次男にして、寺山家の養子となる。

當田流を関彦四郎について修得す。目錄、由緒書、古文書類の一切を所藏。

六、現存する巻物

○當田流太刀目錄 (一)

一、諸上。一、擡込(摺)。一、合車。一、合陰。一、糊付。

○當田流太刀裏目錄 (二)

一、合位。一、波返。一、芝返。一、波割。一、有ニ劔。

○當田流中極目錄 (三)

一、外扱(トサバキ) 七

一、朽木倒。一、鐵倒。一、飛違。一、鏢摺。一、柄取。一、玉簾。一、踏入。一、一足不去。一、

蜻蜓。一、霞変。一、散シ八。

○當田流太刀許極意目錄(四)

一、強盜切 左・右。一、車拔身 左・右。一、陰拔身 左・右。一、合柄取 二。 一、清眼

詰二。 一、無二劔。 一、巖石落 取組 但シ取組二本。

二人詰 三

一、横聞。一、従入。一、無相見。

鑓留 二

一、捨身劔。 一、落必劔(土)。

一、諸管。一、丸橋。一、車劔。一、劔當。一、遊乱

○當田流太刀許極意之卷 (五)

○當田流太刀虎口之卷 (六)

○當田流太刀嫡傳之卷

○當田流太刀許時供物之卷

○當田流太刀表威控書

○當田流太刀印可之卷

以上

附記

當田流十一代淺利萬之助は、寛政八年（一七九六）二月十九日津輕藩費 稽古館師範（當田流劔術・林崎神夢想流居合術）。

深浦奉行、修武堂にて青森町奉行格武芸取締方。

明治二年（一八六九）蝦夷地賊徒征討の折、小隊司令として其の功浅からず、賞金五十両を賜わる。

議定堂軍務局監察を申し付けらる。

○ 申請人

寺 山 龍 夫

大正五年六月八日生

本籍 青森県弘前市大字森町八番地

現住所 富田町字豊原二十七番地の七号

職業

教員 弘前市立石川中学校教頭

○ 演武の相手

波 谷 一 郎

大正十五年八月一日生

本籍 青森県北津軽郡鶴田町大字廻境字東山下三十五番地の一号

現住所 弘前市大字文京町十二番地の二号

職業

教員 弘前市立実業高等学校教諭

弘前市教育委員会保健体育課長補佐

参考資料

○ 富田流棒表之目録 (一)

一、打搦。一、袖下。一、小鬘流。一、芝返。一、肘流。

## ○當田流棒裏之目録 (二)

一、襟巻。一、小手流。一、車返。一、五月雨。一、小手搦。

## ○當田流棒極意之卷

一、実之棒。一、忍之棒。一、蜻返。一、飛乱。一、総まくり。

## 半棒の大事

一、白刃取

## 鑑留の大事

一、打留。一、捨留。一、大車。一、極意口上之大事。一、外物之事。一、無量口伝之事。

## ◎棒については、八戸藩に伝わった経緯については不詳。

浅利伊兵衛の名が書かれているところから、津軽藩を経て伝わったことは間違いない。

北村益が継承者。

昭和九年北村益、船越勝江より修得した。明治の頃には弘前藩には絶えていたと思われる。演武した記録が見当たらない。

・短い期間修練したので、八戸市に継承者が現存しているならば（中里氏）そちらの考えも聞きたい。  
今回は一応、参考資料として添附。演武の型は別の機会にしたい。

## 解説(1)

この資料は、寺山龍夫（昭和四十九年十月二十六日病没）が昭和四十一年三月十日、当田流太刀（劍術）を青森県無形

文化財に申請したときの控えと思われる。

(2) 参考資料として棒術のことを述べているが、その後半に「棒については、八戸藩に伝わった経緯については不詳」とある。これは八戸藩において江戸時代末期から昭和二十年代まで「当田清見流棒術」が行われていたことを意味している。そしてこの伝書の伝系を見るに「鶴戸大権現當田流廿五代・當田清源→當田清見→當田内記→當田権右衛門→當田権太夫→當田半大夫（半兵衛の書き誤り）→浅利伊兵衛→齊藤弥五兵衛→鈴木長左衛門→大関大弥太→小山勇→遠藤多七郎→太田喜満多→佐藤萬次郎→前田武→明治廿四年一月十一日→三上正淳殿」とあって、「浅利伊兵衛」の名のあるところから、八戸のそれは津軽藩を經由しているというのである。

しかし明治以降弘前にはこの棒術を演武する人はなく、むしろ八戸で行われていた。例えば、昭和十九年三月五日、当時の青森県女子師範学校講堂で「古来武道関東北大会」が行われた時、當田清見流棒術として八戸の野沢扇治（受）・中里幸能（仕）が演武しているが、弘前からは演武者が出ていない。このような事情から、寺山龍夫は八戸の北村益、船越勝江よりこの棒術を習うことになったのである。

注 『郷土の先達・北村益→その人と年譜』（八戸市立図書館発行、昭五〇・三・二五）一二七―一二八頁。

◎前号の訂正。前号八十三頁注(2)の寺山龍夫の兄弟を記した（一）内を出生順に次のように訂正する。

（長男重雄・三男健三・長女つる・次女光・四男寅男・五男昭五・三女栄子・六男千秋）